

○美濃加茂市自治会掲示板設置補助金交付要綱

平成12年3月31日訓令甲第4号

改正

平成17年12月28日訓令甲第29号

平成19年3月30日訓令甲第21号

美濃加茂市自治会掲示板設置補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自治会の広報活動を通して、美しいまち・住みよいまち・安全なまちづくりを推進するため、自治会掲示板の設置及び修繕に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、美濃加茂市補助金交付規則（昭和48年美濃加茂市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

**第2条** 補助対象となる自治会掲示板（以下「掲示板」という。）は、自治会が公民館、集会所等の敷地内その他地域住民への周知の効果が期待できる場所（以下「設置場所」という。）に新設するもの又は設置場所において修繕するものとする。

2 前項の掲示板には、法令等に違反する文書の掲示はできない。

(補助金額)

**第3条** 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号のいずれかにより算出した金額とする。

(1) 掲示板を新設する場合 設置に要する経費に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、10万円を限度とする。

(2) 掲示板を修繕する場合 設置後5年を経過した掲示板の修繕に要する経費に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、5万円を限度とする。

2 前項で算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(交付申請)

**第4条** 補助金の交付を申請しようとする自治会は、規則第4条に規定する補助金交付申請書、事業計画書及び予算書のほか次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 位置図

(3) その他市長が必要と認めるもの

(設置場所の確保)

**第5条** 設置場所は、自治会が選定の上確保するものとする。この場合において、自治会は、次の各号に掲げる書類のいずれかを取得しておくものとする。

- (1) 私有地に設置する場合は、私有地の所有者の設置承諾書
- (2) 公有地に設置する場合は、当該公有地の管理機関の設置承諾書  
(実績報告)

**第6条** 補助金交付決定を受けた自治会（以下「補助事業者」という。）は、第2条の掲示板の新設及び修繕が完了したときは、速やかに規則第9条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 完成写真
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの  
(補助金の交付)

**第7条** 市長は、前条の補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金交付申請書の内容に適合すると認めるときは、規則第10条に規定する補助金交付請求書を徴し、補助金を交付する。

2 補助事業者は、前項の補助金交付請求書を提出するときは、口座振替申出書を添付して、市長に提出しなければならない。

(管理)

**第8条** 掲示板は、自治会が責任を持ってその維持管理に努めるものとする。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日訓令甲第29号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令甲第21号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。